

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項並びに第六条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 別表第一の表一及び表二の第一の二から四まで並びに別表第二の表一及び表二の第一の二に掲げる種並びにアキリウス・キスイイ（ヤシヤゲンゴロウ）、キュビステル・リムバトウス（フチトリゲンゴロウ）、デュテイスクス・サルピ（シャープゲンゴロウモドキ）、ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン（ヨナグニマルバネクワガタ）、ケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）、ケラストリナ・オガサワラエンシス（オガサワラシジミ）、スイジミア・モオレイ（ゴイシツバメシジミ）及びメリタエア・スコトスイア（ヒョウモンモドキ）の卵

別表第一の表二の第一の三を次のように改める。

三 爬虫綱 ^は	
(一) とかげ亜目	
とかげもどき科	<p>ゴニウロサウルス・クロイワエ・クロイワエ (クロイワトカゲモドキ)</p> <p>ゴニウロサウルス・クロイワエ・オリエンタリス (マダラトカゲモドキ)</p> <p>ゴニウロサウルス・クロイワエ・スプレнденス (オビトカゲモドキ)</p> <p>ゴニウロサウルス・クロイワエ・トヤマイ (イヘヤトカゲモドキ)</p> <p>ゴニウロサウルス・クロイワエ・ヤマスイナエ (クメトカゲモドキ)</p>
(二) へび亜目	
なみへび科	オピストトロピス・キクザトイ (キクザトサワヘビ)

別表第一の表二の第一の四中「さんしょうお目」を「有尾目」に改め、同表の第一の六の(一)のはんみょう科の項を削り、同表の第一の六の(一)のげんごろう科の項中「アキリウス・キシイ」を「アキリウス・キシイ」に改め、同項の前に次のように加える。

<p>たまむし科</p>	<p>アグリルス・ボニネンスイス（オガサワラナガタマムシ） アグリルス・スズキイ（シラフオガサワラナガタマムシ） クリュソボトリス・ボニネンスイス・ボニネンスイス（オガサワラムツボシ タマムシ父島列島亜種） クリュソボトリス・ボニネンスイス・スズキイ（オガサワラムツボシタマム シ母島亜種） クロサワイア・ヤノイ（ツヤヒメマルタマムシ） タマムスイア・ヴェリダ・ヴェリダ（ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種）</p>
<p>おさむし科</p>	<p>キキンデラ・ボニナ（オガサワラハンミヨウ）</p>
<p>かみきりむし科</p>	<p>アルロトラエウス・ボニネンスイス（オガサワラトビイロカミキリ） クロロフォルス・ボニネンスイス（オガサワラトラカミキリ） クロロフォルス・コバヤスイイ（オガサワラキイロトラカミキリ） メリオノエダ・トサワイ（オガサワラモモブトコバナカミキリ）</p>

	<p>プセウダイフラ・ビコロール・ビコロール（フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種）</p> <p>クスユロトレクス・オガサワレンスイス（オガサワライカリモントラカミキリ）</p>
--	--

別表第一の表二の第一の六の（一）のくわがたむし科の項の次に次のように加える。

<p>はなのみ科</p>	<p>ホスイハナノミア・クスイイ（クスイキボシハナノミ）</p> <p>ホスイハナノミア・オクロトラクス（キムネキボシハナノミ）</p> <p>ホスイハナノミア・トリコパルピス（オガサワラキボシハナノミ）</p> <p>トモクスイア・レリクタ（オガサワラモンハナノミ）</p>
--------------	--

別表第一の表二の第一の六の（三）のしじみちよう科の項中「シジミア・モオレイ」を「スイジミア・モオレイ」に改め、同表の第一の六の次に次のように加える。

<p>七 腹足綱</p> <p>柄眼目</p>

なんばんまいまい科

- マンダリナ・アニジマナ（アニジマカタマイマイ）
マンダリナ・アウレオラ（コガネカタマイマイ）
マンダリナ・チチジマナ（チチジマカタマイマイ）
マンダリナ・エクソプタタ（ヒシカタマイマイ）
マンダリナ・ハハジマナ（ヒメカタマイマイ）
マンダリナ・ハヤトイ（フタオビカタマイマイ）
マンダリナ・ヒラセイ（アナカタマイマイ）
マンダリナ・カグヤ（オトメカタマイマイ）
マンダリナ・マンダリナ（カタマイマイ）
マンダリナ・ポリタ（アケボノカタマイマイ）
マンダリナ・ポンドロサ（ヌノメカタマイマイ）
マンダリナ・スエノアエ（キノボリカタマイマイ）
マンダリナ・トミヤマイ（コハクアナカタマイマイ）

マンダリナ・トリファスキアタ（ミスジカタマイマイ）

別表第一の表二の第二のつつじ科の項の次に次のように加える。

いわたばこ科

アエスキュナントウス・アクミナトウス（ナガミカズラ）

別表第一の表二の第二のしそ科の項の次に次のように加える。

ひかげのかずら科

リュコポデイウム・サルヴィニオイデス（ヒメヨウラクヒバ）

別表第一の表二の第二のらん科の項中

キユプリペデイウム・マクラントウム変種スペキオスム（アツモリソウ）

を

キユプリペデイウム・マクラントウム変種スペキオスム（アツモリソウ）

に、

クリュプトステュリス・タイワニアナ（タカオオオスズムシラン）

プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）

を

プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）

プラタンテラ・ステノグロサ亜種イリオモテンスイス（イリオモテトンボソウ）

に改め、同項の次に

ヴリユダグズユネア・ヌダ（ミソボシラン）

次のように加える。

きじのおしだ科

プラグオギユリア・コイドズミイ（リュウキュウキジノオ）

別表第二の表二の第一の四の（二）中「さんしょうお目」を「有尾目」に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年五月一日から施行する。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてクロイワトカゲモドキ等を追加する等の必要があるからである。